

○邑楽町成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和2年7月28日

要綱第44号

改正 令和3年1月28日要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、町長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の手續等について定めるとともに、介護保険サービス又は障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の適切な利用の観点から、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用に関し、費用負担を軽減するため、助成金を支給することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象者（以下「本人」という。）は、町内に住所を有する要支援者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項及び生活保護（昭法和25年法律第144号）第19条第3項の特例（以下「住所地特例」という。）を本町以外の市区町村から受けている者を除く。）のうち、日常生活において福祉サービスを必要とする者又は本町の住所地特例を受けているもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配偶者及び2親等以内の親族（以下「親族等」という。）がいない者で、日常生活を営むのに支障があるもの

(2) 親族等の支援を受けることが困難な者で、日常生活を営むのに支障があるもの

(3) 町長が本人の福祉を図るため特に必要があると認めた者

(審判請求の検討事項等)

第3条 町長は、次の各号に掲げる事項を総合的に検討し、審判請求の実施を決定する。

(1) 本人の事理を弁識する能力の程度

(2) 親族等の存否並びに親族等による本人保護の可能性

(3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み

(4) 町又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(5) その他本人の福祉を図るために検討すべき事項

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用その他審判請求の申立ての手続については、本人に係る審判を所管する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定により、審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 町長は、審判請求費用に関し、本人が負担すべき特別の事情があると判断したときは、町長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第28条第1項において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第67条の規定による費用の負担を命ずる審判（以下「費用負担命令」という。）を促す申立てを審判申立費用に関する上申書（別記様式第1号）により当該審判を管轄する家庭裁判所に対して行うものとする。

2 前項の規定による申立てにより本人に対して費用負担命令がなされた場合は、町長は、審判請求費用を審判申立費用請求書（別記様式第2号）により、本人に対して求償するものとする。

（費用の助成）

第7条 町長は、審判請求により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「法定後見人」という。）が選任された場合であって、かつ成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、成年被後見人等に対し、法定後見人への報酬費用の一部又は全部を助成できるものとする。ただし、当該報酬費用の助成金は、家庭裁判所が決定する報酬付与額及び予算の範囲内とし、別表の額を上限とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者
- (2) 住民税非課税世帯の者（住民登録上別世帯であっても、事実上生計を一にしている場合は同一世帯とみなす）で、助成がなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの

2 町長は、町長以外の者が行う審判の請求により法定後見人が選任された場合であって、成年被後見人等が前項各号のいずれかに該当し、かつ町長が特に必要と認めるときは、前項の規定により当該法定後見人への報酬費用の一部又は全部を助成できるものとする。ただし、法定後見人が親族等の場合はこの限りでない。

（助成の申込み等）

第8条 前条の規定による助成を受けようとする成年被後見人等の法定後見人（以下「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業利用申込書（別記様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書を受理したときは、内容を審査のうえ、利用の適否について決定し、成年後見制度利用支援事業利用決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の申請等）

第9条 前条第2項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（別記様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、予算の範囲内で助成金の額を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第6号）により利用者に通知のうえ、利用者が指定した口座に助成金を振り込むものとする。

（報告義務）

第10条 利用者は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況に変化があった場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

（助成の中止等）

第11条 町長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者への報酬費用の助成を中止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 審判請求又は町長以外の者が行う審判の請求による審判が取り消されたとき。
- (3) 第7条に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 町長は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況の変化により助成の理由が著しく変化したときは、助成金の額を変更することができる。

（助成金の返還等）

第12条 町長は、利用者が偽りその他不正な手段により助成の決定若しくは助成金の交付を受けたとき又は法定後見人として不適当な行為があったときは、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（邑楽町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱及び邑楽町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 邑楽町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年邑楽町要綱第18号）

(2) 邑楽町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱
(平成14年邑楽町要綱第17号)

(経過措置)

3 この要綱の施行際現に廃止前の邑楽町認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により交付決定を受けている者は、第9条第2項の規定により交付決定を受けた者とみなす。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

成年被後見人等の居住場所	助成上限月額
在宅	28,000円
施設	18,000円

別記様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

家庭裁判所（支部）御中

邑楽町長 ㊟

審判申立て費用に関する上申書

本町では、 年第 号の成年後見開始事件につき、成年後見開始の審判の申立てを行ったとことであり、その手続費用を負担しています。

つきましては、非訟事件手続法第28条第1項の規定により準用する民事訴訟法第67条の規定に基づき申立て対象者に対し、下記申立て費用の負担を命じていただくようお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 申立対象者 | 氏名 |
| | 住所 |
| 2 申立人 | 邑楽町長 |
| 3 申立費用 | _____ 円 |
| | (内訳) 収入印紙代 _____ 円 |
| | 登記印紙代 _____ 円 |
| | 郵便切手代 _____ 円 |
| | 診断書代 _____ 円 |
| | 鑑定代 _____ 円 |
| 4 申立ての理由 | |

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

邑楽町長 ㊤

審判申立費用請求書

年第 号の成年後見開始事件について、審判請求に係る申立手続費用を本町が負担しておりますが、別添のとおり非訟事件手続法第28条第1項の規定により準用する民事訴訟法第67条の規定に基づき、費用負担命令があなたに対して出されましたので、別添納入通知書（納付書）により、年 月 日までに納付してください。

記

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1 申立対象者 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| 2 申立人 | 邑楽町 | |
| 3 請求費用 | | _____円 |
| | (内訳) | |
| | 収入印紙代 | _____円 |
| | 登記印紙代 | _____円 |
| | 郵便切手代 | _____円 |
| | 診断書代 | _____円 |
| | 鑑定代 | _____円 |

別記様式第3号(第8条関係)

年 月 日

邑楽町長 宛て

成年後見制度利用支援事業利用申込書

邑楽町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	㊦
	電 話 番 号	
助成対象者	助成対象者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(後見等の類型：)
	住 所	
	(フリガナ)	
助成費用	氏 名	
	電 話 番 号	
	<input type="checkbox"/> 審判請求費用	・収入印紙代_____円 ・診断書代_____円 ・登記印紙代_____円 ・鑑定代 _____円
申請理由	<input type="checkbox"/> 法定後見人への報酬費用	

※添付書類

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写しなど本人の収入状況が分かるもの
- (2) 財産目録等の写しなど本人の資産状況が分かるもの
- (3) 審判請求費用の助成を申込み場合は、領収書の写し
- (4) 法定後見人への報酬助成を申込み場合は、登記事項証明書又は成年後見人等開始の審判決定書の写し

別記様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

邑楽町長 ㊟

成年後見制度利用支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業に係る利用申込みについては、(承認する・承認しない)ことと決定しましたので、邑楽町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 申請者 氏名
住所
- 2 助成対象者 氏名
住所
- 3 助成額 審判請求額 _____ 円
法定後見人への報酬 _____ 円(上限月額)

(不承認の理由)

注意事項

- ・報酬付与の申立てをする際に、本決定通知書を家庭裁判所に提出すること。
- ・助成額は家庭裁判所が決定する報酬付与額の範囲内とし、予算の範囲内で決定するものとする。

別記様式第5号(第9条関係)

年 月 日

邑楽町長 宛て

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日付け第 号で利用の決定を受けた成年後見制度利用支援事業助成金について、邑楽町成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請額	<input type="checkbox"/> 審判請求費用 _____ 円	
	<input type="checkbox"/> 法定後見人への報酬 _____ 円	
申請者	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	
	電 話 番 号	
	助成対象者と の関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 (法定後見の種類: _____)
助成対象者 (被成年後見人等)	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	
	電 話 番 号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書謄本の写し※1 <input type="checkbox"/> 後見等の活動事務報告書(様式は任意)※1 <input type="checkbox"/> 領収書の写し等必要経費の分かるもの	

助成金の交付が決定した場合、下記口座に助成金をお振り込み下さい。

振込口座	金融機関名		支店名	
	口座	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ)			
	名義人			

※1 法定後見人への報酬の助成を申請する場合に添付することとし、審判求費用の助成のみを申請する場合は不要である。

別記様式第6号(第9条関係)

年 月 日

様

邑楽町長

㊤

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり交付決定することを決定したので、邑楽町成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 申請者 氏名
住所
- 2 助成対象者 氏名
住所
- 3 助成額 審判請求費用 _____ 円
法定後見人への報酬 _____ 円
(先に指定された口座に振り込みます)
- 4 注意事項
本人または代理人等が、次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
(1) 偽りその他不正な手段により助成の決定又は助成金の交付を受けたとき
(2) 法定後見人として不適当な行為があったとき

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第8条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第6号（第9条関係）